

平成23年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成23年3月17日（木曜日）

議 事 日 程（第5号）

～～～～～～～～～～～～～～～～

- 第 1 議案第54号 平成23年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 議案第55号 平成23年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第 3 議案第56号 平成23年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第 4 議案第57号 平成23年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第 5 議案第58号 平成23年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 6 議案第59号 平成23年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第 7 議案第60号 平成23年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第61号 平成23年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9 議案第62号 平成23年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議案第63号 平成23年度四万十町下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第64号 平成23年度四万十町水道事業会計予算
- 第12 陳情第23－8号 防火水槽設置についての要望書
- 第13 陳情第23－9号 東日本大震災の被災者の受け入れについて（陳情）
- 第14 陳情第23－2号 生活道を町道認定の要望書
- 第15 陳情第23－4号 栗の木サコ線舗装に関する陳情
- 第16 陳情第23－6号 町道への認定を求める陳情書
- 第17 発議第 2号 四万十町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第18 発議第 3号 議員派遣の件
- 第19 閉会中の継続審査・調査申し出について

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第19まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（20名）

1 番 橋 本 隆 成 君

2 番 槇 野 章 君

3 番	田 邊 哲 夫 君	4 番	岩 井 優之介 君
5 番	中 屋 康 君	6 番	津 野 吉 得 君
7 番	山 上 利 嗣 君	8 番	緒 方 正 綱 君
9 番	橋 本 保 君	10 番	堀 本 伸 一 君
11 番	林 健 三 君	12 番	山 岡 義 正 君
13 番	吉 村 アツ子 君	14 番	下 元 真 之 君
15 番	下 元 昇 君	16 番	森 健 吉 君
17 番	酒 井 祥 成 君	18 番	竹 内 常 喜 君
19 番	岡 峯 久 雄 君	20 番	宮 地 章 一 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 0 名 )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
参 事	武 内 文 治 君	会 計 管 理 者	林 伸 良 君
総 務 課 長	樋 口 寛 君	企 画 課 長	敷 地 敬 介 君
庁舎建設担当政策監	森 武 士 君	新産業・まちづくり担当政策監	市 川 敏 英 君
商工観光課長	宮 地 正 人 君	管財契約課長	仲 治 幸 君
農林水産課長	武 市 逸 夫 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
環 境 課 長	山 脇 一 生 君	町 民 課 長	柴 久 幸 君
健康福祉課長	山 川 明 彦 君	税 務 課 長	山 本 靖 君
上下水道課長	高 橋 一 夫 君	教 育 長	宮 崎 勲 君
教 育 次 長	岡 澄 子 君	学 校 教 育 課 長	野 村 和 弘 君
生涯学習課長	山 本 弘 光 君	農 業 委 員 会 会 長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君	代 表 監 査 委 員	松 本 悟 志 君
総務課財政班長	山 脇 光 章 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	武 内 洋 介 君	町民生活課長	武 市 宏 美 君
産業建設課長	下 藤 広 美 君	大正診療所事務長	林 正 憲 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	林 久須男 君	十和診療所事務長	酒 井 寿 哉 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長  | 田 辺 卓 君   | 次 長 | 武 田 枝 里 君 |
| 臨時事務補助員 | 池 田 沙 也 君 |     |           |

~~~~~

午前9時29分 開議

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆様おはようございます。

ただいまより、平成23年第1回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第1 議案第54号平成23年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第2 議案第55号平成23年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第3 議案第56号平成23年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第4 議案第57号平成23年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、日程第5 議案第58号平成23年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第6 議案第59号平成23年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上議案第54号から議案第59号までの6議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは、おはようございます。

それでは、議案第54号平成23年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算について、まず質疑を行いたいと思いますが。

昨日も町長の公約に基づいて質問したわけですが、国保に関する町長の公約の中に「一人暮らしや高齢者の生活支援のため、医療費などの負担軽減など町独自の支援策に取り組むとともに」という形で公約に掲げておられることは町長自身、記憶にあることだと思っていますが。

さて、そういった中で町長は就任以降、この一人暮らしや高齢者の生活支援のため医療費などの負担軽減、町独自の支援策というのはどういう形で予算に反映をさせてきたのか。併せて23年度予算にはどういう形で予算計上しておられるのかについてお伺いをしたいとともに、もう一点は、23年度に一般会計から国保特別会計へ法定外繰出金ということで、82ページにも詳しく説明がなされておられるわけですが、その中で法定外ということですので、83ページに繰入基準項目というものを掲げられまして、保険財政共同安定化事業、医療給付費等負担金及び普通調整交付金地方単独事業減額、特定健診等事業

費の一般財源分という形で書いておられるわけですが、さて、私が思う法定外繰出の、これはどの、1、2、3の項目の中で一般会計からどれをどう繰り出しをされたのかちょっとわかりません。

それと併せて、町長は中学卒業までの医療費の無料化を実施をしまいいりました。その、ゼロ歳から中学卒業するまでの医療費が23年度、どれくらい見込まれて、町の負担分、どれくらいなのか。できれば、22年度も終わりになってるわけですが、およそどれくらい町の持ち出し分がかかってきたのかをお伺いしてみたいと思います。

それと、55、56、57の関係ですが、診療所の関係です。ジェネリック医薬品というのが、どっかの、23年度の資料の中にも書かれておるわけですが、町としてはこのジェネリック医薬品の普及いいですか、町民にどれくらいジェネリック医薬品の普及に具体的に取組まれておられるのか。例えば22年度ではこうだと、23年度にはこういった目標でジェネリック医薬品を使うんだという、そういう見解があればお示しを願いたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 何点か質問がございました。細かい施策についてはそれぞれ担当課長のほうからご説明を差し上げますけれども、私の公約でもありました医療費等の負担軽減ということについて、少し私の考えを述べさせていただきたいと思いますが。

医療費の一部負担金、それを軽減をしたりすることについては、他機関との調整となりまして非常に難しい問題であります。それについては今後も調整もしていかなければならないというふうには思っておりますが、とりあえず平成23年度で町として、施策として打ち出していきましたのは、医療費の負担といいですか、医療にかかる負担、そういったもので通院がしやすい形で福祉タクシー制度、そういったものの拡充も行っているようにしておりますし、また、国民健康保険の財政が非常に厳しくなっている。当然それを賄うためには国保税を引き上げて町民の方に負担を求めなければならない分も出てくるわけですが、そういったところを、先ほど議員おっしゃられたように、法定外繰入、そういったものをすることによって、それは国保の保険者全体にとっての措置ということにはなってますけれども、税負担の軽減、そういったところも図るところであります。

直接、医療費についての施策というものは、先ほども申しましたように、いろいろ制度

的なものもあって難しい面もあります。でき得るところから徐々にやっていきたいというふうには考えているところであります。

○議長（宮地章一君） 大正診療所事務長林正憲君。

○大正診療所事務長（林正憲君） ジェネリック医薬品のご質問でございますが、医療を提供する側といたしましては、待合のロビーに、いわゆる後発性の医薬品の情報を掲示しております。それと、診察時における処方箋を、先生が処方を委託するときにおきまして、先生のほうから「こういう薬が安く、同じ効用で、安い単価で提供できます」という情報を患者さんには流しておるところでございます、その中身については具体的に数字的なものは押さえておりません。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 法定外の関係でお答えしたいと思います。

予算の概要資料の８３ページでございます。今回、法定外繰入の実施を踏み切ったわけでございますが、本町の国保財政の運営につきましては、現在、非常に厳しい状態であると考えております。２１年度末では現在、手元に３億２，０００万という基金がございますが、毎年のように１億円超えの赤字、歳入不足を想定しております。

このことによりまして今年度２２年度でも予算ベースで、３月補正で３，０００万程度繰り入れて、合計１億７，０００万まで繰り入れを予定し、決算では幾分落ちる可能性があります。私どもでは１億円前後の収入不足を考えております。この結果、２３年度今年度の予算では１億３，０００万程度の基金の取り崩しをして、予算を立てる必要があったということでございます。

その中で今後５年間、国保財政を安定化させるためにどうしたらいいかということで長期的な計画を立てまして、そして、この２３年度の１億３，０００万の赤字見込みですが、この赤字の内容を分析しました。その結果、医療費が単純に増額した結果、あるいは実際には歳出のほうの医療費は減額になるわけですが、それに伴って歳入も落ち込みます。その落ち込み幅が激しいということで歳入不足が生じるわけでございますが、この減額の内容、特に医療費の関係、あるいはその他の交付金関係でも当然減額もございしますが、この８３ページにあります保険財政共同安定化事業、この事業におきまして２３年度、約３，０００万程度の赤字が見込まれております。

この事業については細かくはここに書いておりますが、県内すべての市町村がお金を出

し合って、高額医療の発生した市町村にそれを基金として交付するという、いわゆる互助的な制度でございます。実際には四万十町、県下ではトップに当たります、21年度実績でも5,000万円程度の交付超過が発生しております。というのは、拠出金で3億円出しました。けれども、2億5,000万しかもらってません。ということで5,000万円の不足がここの事業で生じております。来年度も3,000万程度のもらえるお金が少ないというような実態があります。これは四万十町全体の医療費が県下の少ないということ、それから被保険者数が多いという、この2点によりまして県下の市町村ではトップクラスの交付超過市町村になっております。

また、いつも一般質問で注目されております国の補助金の減額でございます。この医療費の減額につきましては、普通調整交付金の中で地方単独の医療、つまりひとり親とか障害、あるいは小・中学生の医療費無料化によります波及効果によって多く医療費が要ということへの減額措置でございます。これについては、療養給付費負担金及び調整交付金の2つの種類で減額されております。このことについては約1,000万程度の減額が計算されております。

そして、もう一つは特定健診でございます。これは昨年から特会の中で特定健診をすべて財源として見ているわけでございますが、補助金が3分の1しかありません。3分の2は国保税から賄っているのが現状です。以前は基本健診ということで、法律が以前変わっておりまして、一般会計でやっておりました健診業務を国保特会の中で義務的にやらなければならないという点。それから、財政が逼迫している中で多額な経費を、この事業を遂行してやらなければならないということは非常に厳しい点があります。

この3つの合計約5,000万円程度のお金の80%をとりあえず当初予算で計上させていただき、年度末には精査させていただきたいというふうに考え方があります。あと残りは基金で対応しますが、24年度についてはその基金を含めて、国保税率の改正については一定議論をしていただくようになっております。その点でございます。

それと、もう一つは中学生、3年までの医療費の関係でございますが、これについては一般会計のほうで乳幼児・児童医療費で計上しておりまして、特別会計のほうではあまり影響がないわけですが、一般会計の69ページに乳幼児・児童医療費があります。その20節扶助費には、乳幼児医療費では23年度2,400万。それで乳幼児医療費では県の補助もついておりますが、児童医療費、これは町単独でやっている小学校・中学生の医療費の無料化、これについては100%単独でやっております。この2,600万円につき

まして、今年度からは、4月からすべて実施するようになってます。昨年度は中学生は10月から発足しましたので、若干、去年よりか数字が多くなっております。この実績については、ちょっと今、手元に一般会計の決算持っておりませんので、また後で報告はしたいと思いますが、そういう状態でございます。

また、診療所事務長言いましたジェネリックにつきましても、国保会計のほうでも、このジェネリック医薬品の推進については全国的に連合会を通じて進めております。去年10月から委託をかけまして、七十数万円でジェネリック医薬品の推進を現在図っております。23年度も国保特会で国保被保険者に対しては174万円の委託費でジェネリック医薬品の推進事業を図って、少しでも医療費の軽減を図りたいと考えております。

この制度については全被保険者の医療にかかったところからジェネリックに該当するであろう医薬品を抜き出しまして、ダイレクトに本人に通知するものでございます。それによって医師、あるいは薬局等でジェネリックにかえたいという申し入れによってかえられるものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それぞれ詳しく答弁いただきました。

まず、町長の公約の中で医療費などの負担軽減ということで取り上げてきましたけれども、どうも町長の答弁は、いろいろの負担軽減については具体的な施策等実施をしていないということはわかりました。ただ、福祉、いわゆる医療機関に行く手だてなどはやったということですので、現実、公約が実施されてないと。この町民への文章の中には「負担、医療費などの負担軽減など」ということで支援策に取り組むということ、具体的に「負担軽減」という形で書いているということは、私は窓口での医療費負担など、そういった施策のことだろうと私は読み取ったわけですが、ただ、今の答弁は具体的な施策は予算に実施されてないということではないでしょうか。そういった意味で、過日も私、一般質問しましたけれども、やはり窓口の医療費の負担軽減こそが町長の公約のことではないかなと。それが町独自の支援策ではないかなというふうに思ってますが、そういった私の考えと町長の考えは違えば違うという形で再度、答弁いただきたいと思ひます。

それと、ジェネリック医薬品の件ですが、残念なのは、答弁いただきましたが、実際それぞれの大正・十和診療所で現実どれくらいの医薬品が使われているのか把握していないということではないかなというふうに思ってます。それでは普及することもない、何らそ

ういう、ただ貼り紙したり、先生から個別に患者さんに言うということです。

しかし、私減多にそういった機関かかったことありませんけれども、素人、いわゆる患者さんが新薬なのかジェネリック医薬品なのか、そこまで先生に言われたってわからんのではないかなと。先生がそういう姿勢で臨めば、同じ効果であればジェネリック医薬品として処方すれば、患者さんは素直にそれを持って窓口というか、行くわけでしょう。だから、そういう手だてを講じないと、幾ら口で「普及しましょう」言うたって、現実そういう具体策をとってないということならば、何ら意味がない。医療費の削減にもつながらないということで、私は、ないかなというふうに思ってますので。口だけではなく、やはり行動に移すということが普及になるのではないかなと私は考えてますが、その点、町長、どうでしょうね。

それと、町民課長から答弁のあった、いわゆる一般会計からの法定外繰出のことで、保険財政共同安定化事業というのは、今答弁があったように、これは県から拠出したお金を回してもらうお金でしょう、これは。一般会計の繰り出しという見方なのではないかな、ちょっとまだわかりませんので。だから、どこの、4、100万のうち、そのこととかどうかわかりませんが、何をもって、いわゆる一般財源、町税、地方交付税を含めた、その中の繰り出しが私は法定外繰出じゃないかなという受け取りをしてたわけですね。それをここで、確かに財調からということで書いてますが、財調のこれ見ても、23年度1億1,000万。これはあくまでもほかの一般会計へ出してるだけのことであって、国保へ特別財政調整基金から繰り出しをしてるのかなというふうにしか私、見れませんが。

ここに書いてあるようにA、B、C足して5,100万だと、これが財政調整繰出金だと、法定外繰出だと書いてますが、この財政調整繰出金というのはちょっと意味が私、わかりませんので。じゃ、一般会計の何から、何からと言ったら語弊がありますが、どの部分から繰り出しをしてるという見方なのかが私はわかりませんので、それをお聞きをしたかったわけです。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 医療費等の負担軽減ということでございますが、先ほども申しましたように、私とすれば医療にかかる通院費、そういったものすべてを総称して考えてきたところでございまして、福祉タクシー制度も通院にかかる費用負担ということから考え

れば、医療にかかる負担の軽減策でもあろうというふうに思っております。

議員おっしゃられるように、窓口での一部負担金の減額等については、後期高齢者については広域連合で事務を行っているというようなこともありまして、非常に難しい面もあるかと思いますが、ある一定以上の高齢者についてそういった制度がとれないものか、もうちょっとまた内部のほうでも検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、ジェネリック医薬品につきましては、医療費がこれだけどんどん膨らんでいの中で、それを削減をしていく1つの大きな要因でもありますし、四万十町としてただ単にお知らせするというだけではなくて、医療機関の協力も求めるなど最大限努力をしてまいりたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 先ほど、小・中学生の実績でございますが、小・中学生の22年度の現在3月11日までの実績、小学生については1,590万程度です。小学生は4月からずっと払われております。中学生は10月からですけども、支払い、現在170万程度となっておりますが、これは国保連合会に現物給付で委託してますので、2カ月遅れですので、実際には月数で言うと若干少ないですが、現在の支出額は170万程度ということになってます。23年度は中学生は、4月からそのまま1年間ということになってます。

それと、もう一つ、法定外の関係のことでちょっと言葉が、専門的な事業の説明をちょっとした関係でおわかりしにくいかったことについてお詫びします。はっきり言うと、この4,100万円の法定外繰入は一般会計から税金、あるいは地方交付税を含めた一般財源の中から繰り出しするお金でございます。ルール分ではありませんので、ある市町村では単純に国保会計が赤字になった分をそっくり繰り入れするものとか、医療費の不足分とかいうことでやってますが、四万十町につきましては、今後5年間についてはこういったルールをもとに、決まり切ったお金を一般会計の中から繰り入れを実施しながら、急激な国保税改正に当たっての増額を抑制するという1つの意味合いもございます。その中で注目されたのが、この3つの事業でございます。

そういうことで、本来なら1億3,000万の国保の会計の中にある基金から補うお金を、一般会計の税金とか、あるいは地方交付税から、そのうち4,100万程度を一般会計から繰り入れたということで、この波及効果につきましては、国民健康保険、約7,000人ぐらいおりますけども、1人当たりの被保険者にとっては約6,700円程度の軽減が図られるという見通しでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 大正診療所事務長林正憲君。

○大正診療所事務長（林正憲君） 先ほどの質問で、医師が患者さんに薬を処方するときにジェネリック医薬品の中身について十分に説明しているのかというご質問だったと思いますが、過日、ちょうど私が診察室のところに所用がありましておったときのことでございますが、ちょうど先生がジェネリック医薬品について患者さんに詳しく説明をしておられました。成分とか効能とか、そういうものについても患者さんに説明しておられまして、その患者さんは「それ、ジェネリック医薬品をお願いします」というふうにお答えをしておりました。そういう形で、医療を提供する側としましては、積極的にジェネリック医薬品の処方については取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） また答弁もらいましたけれども、最後の質問ですが。

最初の担当課長の答弁では、いわゆる四万十町では被保険者も多いと、医療費も県下でも少ない。しかしながら国保の会計が大変厳しい財政状況にあるということになれば、これだけすばらしい条件をそろえた四万十町がこういう状況ですので、県下おしなべて財政が厳しいのは考えられるわけですね。だから、一般質問で言いましたように、県下の市が、多くが国保税、みんなで渡れば怖くないじゃありませんけれども、次々と国保税の引き上げをしているという実態をとらえてみるならば、大分前にも言いましたけれども、国保が広域化になって、四万十町が広域化されたらどうなるかは、もうこれは一目瞭然、四万十町にとってはプラスにならんというのはもう明らかですので、ただ単に、単純に広くなればいいという問題ではありませんので、そこらを十分検討して考えてほしいということ申し添えます。

それと、いわゆる一般会計からの繰り出しですが、まだわかりません。いわゆるルール分というのは、ここに書いてあったように、1番とか2番もそうじゃないかな思うわけですが、これは毎年度こういう形で国保の歳入に入れておるんじゃないかなと、私は思っています。

だから、新たに23年度、特別にいわゆる一財から、町税や地方交付税を含めた、そういったいわゆる一般会計で使うべきお金をここに入れ込んだということが私には読み取れませんので、具体的にどの、1、2、3の項目で、町単独で23年度から独自に4、10

0万円を繰り出しをしましたという根拠がどこにあるかなとさっきから聞いてますが、私が聞くことが、能力がないのかどうか分かりません。その点をもう一回、最後ですので、わかるように答弁願いたいと思うのと、非常にこの文章を読んで、町長、気になるのは、岩井議員からも、前からも言ってますように、国民健康保険というものはそもそも相互扶助の精神なわけです、あくまでも。被保険者がみんなで助け合わねけりゃならん保険税ですか。ここに書いてますね、「本来の国民健康保険の相互扶助の考え方」と。相互扶助の考えが本当に国民健康保険法第1条の基本的な考え方かどうかなのか。相互扶助ならばみんなで出し合って、自分らで賄えよというのが相互扶助という考え方じゃありませんか。国民健康保険はそういう趣旨で今、動いてますか。その点、はっきりとした書き方と答弁をもらわないと、私は、過去の岩井議員も質問して、そういう答弁は出てなかったと思うわけですが、その点、お願いします。

それと診療所の関係ですが、恐らく「ジェネリック」という言葉さえ自分自身も十分わからん中で横文字では聞くわけですがけれども、恐らく10年過ぎたらジェネリック言いましたか、違いますか、だから分かりません、私自身。その正確なジェネリックという意味がわからんですが、いわゆる新薬ではないということはわかるわけですが。

普通の患者さん、同じ効用であれば、どうしても新薬でなければならないという患者さんがいれば別ですが、普通、先生が、同じ効用があるならばどうしましょうかではなくって、書けば、患者さんは素直にそれで私は済むんじゃないかなと、私は思うわけですが。それぞれ告知しなきゃいかん義務があるかどうか分かりませんが。

私もかかったことは何年か前にあるわけですが、一々ジェネリックにしますか、新薬にしますかという、私は聞かれたことはありませんので、先生に素直な処方を受けて、医薬の窓口で処方箋を持っていくだけなわけです、私自身は。だから、それで私はいいいのではないかなというふうに思ってますので、ぜひ医療費の削減のためにも、同じ効用であればジェネリックを普及させてもらいたいし、併せて22年度、もうすぐ終わるわけですが、22年度の実績、本当にジェネリックを普及しようという、町に姿勢があるのかどうか、実績でお示しを願いたいということを申し添えて終わります。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 法定外繰入の関係で若干まだ説明不足の点がございました。

予算書の172ページ、国保会計の一般会計繰入金というところにちょっと注目していききたいと思います。

予算書の172ページの一般会計繰入金。この中で、先ほどから言っております法定外繰入という種類のものは「財政調整繰入金」、こういう名前で23年度新たに新規事業として新設したものでございます。4,147万7,000円、この部分については法定外繰入、つまり四万十町独自の考えで、ルール外で繰り入れるものでございます。そのほかはルール内で法定内繰入と言われる保険基盤安定繰入金、これは国保税7・5・2の軽減世帯に関する不足分の繰り入れでございます。また、国保財政安定化支援につきましては、国が構えております地方交付税の中に含まれております支援金でございます。また、出産育児一時金、給与費等につきましてもルール分でございます。今回、町独自で行われるのは「財政調整繰入金」という名前を独自につけたものでございまして、この4,100万円程度の内訳につきまして、今さっき3つの大きな事業の算出根拠として数字を計算されたという点でございます。

それともう一つ、こういう国保財政、県下的あるいは四万十町でも繰入金を23年度から出すわけですが、これがもしなければ、23年度末予算ベースではわずか6,000万程度しか残らないということで、23年度末には24年度の予算が組めない、24年度には確実、基金が底を突くという喫緊の非常に厳しい財政状況もあります。

そういった状況の中で、予算資料の82ページの中ほどから下にあります「被保険者と一般繰入の方針」という中では、かつて議員さんがかねて一般質問でもおっしゃいましたように、現在国保の被保険者にとってはなかなか保険税の高いという実態もありまして、国民健康保険に謳われております相互扶助の考え方から、国民皆保健として社会福祉を保障することが必要である、今後、ということで、今後町の振興計画、後期計画にもできたら乗せまして、こういった国の財政の負担割合を増加する運動も町長初め四万十町、あるいは県下で行いますけども、町単独ではこういった事業をやって、町の考えとしては国民健康保険は医療の最後のとりででありますので、社会保障の観点で今後進みたいと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 大正診療所事務長林正憲君。

○大正診療所事務長（林正憲君） ただいまご質問にありました件につきましては、院外処方しておりますので、薬局等で調査をして、どれくらいジェネリック医薬品が処方されているのか調査を今後してみたいと考えております。

（3番田邊哲夫君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 1点だけ。十和診療所特別会計のほうで1点だけお伺いをいたします。

ページ221ページの委託料の患者輸送運行委託料180万、これが今回計上なされております。

3月の広報の中でも十和診療所のほうより募集ということで、送迎バス運転手ということで、1名の方が募集をかけております。

今回の募集にヘルパー2級以上の資格を有する者という、今回はなっておりますけれども、今までの募集ではこういうことがなかったわけでございますけれども、今回こういうような資格を有する者というようなことがついておりますけれども、何か今までのそういうヘルパーを持っていない運転手さん、それが今までに何かこのヘルパーを持っておって、処置をせないけんような場合があったのかどうか。また、どうしてこういうような条件がついたのか、この件について説明をしてください。

○議長（宮地章一君） 十和診療所事務長酒井寿哉君。

○十和診療所事務長（酒井寿哉君） お答えをいたします。

今までといたしますか、私の担当以前のことについてはよく存じ上げませんが、この2年ほど今の運転手さんの態度を見ておりましたら、それなりの利用者の扱いといたしますか、慣れた行動がありまして、特別今の送迎の運転手さんに当てたわけではありませんが、どちらにしても使用者にしても利用者にしても安心ができる資格といたしますか、そういうふうながあれば、やっぱりお互いに安心ができてお任せができるということで、そういう条件をつけさせていただきました。特段、今現在の運転手さんに当てたわけではございません。

それと、あと、そういうふうな資格を取っていただきますと、また仮に選に漏れた場合でも、ほかの職場につけることもできるかと思ひましてこういう、すみません、条件をつけさせていただきました。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 今、支所長のほうからいろいろなことを勘案してということで、そういうことをつけたという説明でございましたけれども、このヘルパー2級というものは大変一般の人はほとんど持っていない。これ、運転手になる人は、特定された人だ

けがこの仕事につけるというようなことになるのではないかなというようなことも考えられます。年間180万ということでございますので、単純に割って、月が15万というような運転手の報酬が臨時の賃金として支払われているわけでございます。

大変、今60歳過ぎて定年になって、60歳過ぎてもし仕事がないというような方がたくさんおるわけで、こういう2級のヘルパーを持ってないということになりますと、多くの町民の方はこの仕事には就けないと。ヘルパーの資格を取らないいけないということで、60歳過ぎて後にヘルパーの資格を取るというようなことは大変なことであると私も思っておりますので、そこらあたり、まあちょっと勘案した、そういう縛りを、今までもそういうことが特にあって、問題があったというようなことがないようでございますので、そこらあたりをもうちょっと緩やかなことができないのか、その点をもう一度だけ。

○議長（宮地章一君） 十和診療所事務長酒井寿哉君。

○十和診療所事務長（酒井寿哉君） どう言いますか、平たく募集をかけるということは、確かに公平な募集ということではいいことにはなるとは思いますけれども、何せ患者さん、人の命、どの職種でも同じかもわかりませんけれども、診療所へおいでてくださる患者さんについてはやっぱり体の具合が悪いということもありますので、高額な報酬に対して、それに値するだけの資格といたしますか、そういうふうなものがあってしかりではないかとは思います。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 患者さんのためにも、どうしても2級の資格以上のものを持った者が適任であるというように所長は。これは大正診療所についても患者送迎バス走らせていると思いますけれども、その募集の時らにも、やはりこういうようなことを今後条件としてつけていくのかどうか。その点と、そして、2級の資格は持ってないけれども、応急処置のできる資格を持っている方もおろうかと思えます。このヘルパーは持ってないけれども、応急処置の資格は持っておるという人もあろうかと思いますが、そういう人が当てはまるのかどうか、その点、お願いします。

○議長（宮地章一君） 大正診療所事務長林正憲君。

○大正診療所事務長（林正憲君） 大正診療所における運転手のヘルパーの資格の件でございますが、残念ながら大正診療所ではヘルパーの資格は所持しておりません。私の知っている限りではそういう該当者はいないということを耳にしました。

確かに2級のヘルパーの資格を持っておれば、これに越したことはないわけですが、な

かなかそういう人材もないということで、大正診療所ではそういう条件はつけておりません。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 十和診療所事務長酒井寿哉君。

○十和診療所事務長（酒井寿哉君） 確かに診療所間での応募の仕方といいますか、それはあろうかと思えますけれども、応急処置、そういうふうなことがあれば、また応募していただくといいますか、申し込みのときにある程度そこら辺の情報は入れていただければ、また考えさせてはいただきたいとは思いますが、十和診療所では2級のヘルパーということでお願いをしております。

（18番竹内常喜君「議長、4回目じゃけど、もう一回」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 町内の診療所でそれぞれの対応が違うということについては問題があろうかと思えますので、今議会終了後、その調整をもう一回諮らせていただきたいと思います。

（18番竹内常喜君「はい、結構です」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号平成23年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決さ

れました。

これより議案第５５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５５号平成２３年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算を採決します。

議案第５５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５６号平成２３年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算を採決します。

議案第５６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５７号平成２３年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算を採決します。

議案第５７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５８号平成２３年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

議案第５８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５９号平成２３年度四万十町介護保険事業特別会計予算を採決します。

議案第５９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

午前１０時２５分 休憩

午前１０時４４分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第7 議案第60号平成23年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第8 議案第61号平成23年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第9 議案第62号平成23年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第10 議案第63号平成23年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第11 議案第64号平成23年度四万十町水道事業会計予算、以上議案第60号から議案第64号までの5議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは、議案第61号と議案第63号について、他のもしいわけですが、ほかはやりません。

毎年度決算審査でも、平成23年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計については大変頭を悩ます特別会計であります。23年度予算を見ても一般会計からの繰り入れが418万5,000円で、貸付金元利収入が940万余り歳入で計上されているわけですが、現在何世帯の貸付金をしている世帯があつて、そのうちこの940万余りの歳入は何世帯からの収入見込みであるのかどうなのかについてお伺いをしてみたいと思います。

それと、議案第63号四万十町下水道事業特別会計予算ですが、自分自身、旧大正町時代にこれを認め、事業を実施し、今、今日に来ているわけですが、23年度予算を見ると、5,500万近いお金が一般会計から繰り入れをされています。

同僚議員とも話をしたわけですが、このまま10年経てば5億5,000万というお金が毎年度一般会計から繰り入れをしてもらわなきゃならん特別会計になっています。

現在、加入率が、どれくらいの世帯が加入されているのか、併せて未加入世帯がどれくらいあるのか。これも決算資料の中では、ほとんど公営の住宅は引き込み完了しておりますし、ほとんど個人住宅が未加入世帯が多いわけですが、それを踏まえて、町としては今後加入促進についてどういう努力をされるおつもりなのか。恐らく担当課長から答えるかもしれませんが、なかなか担当課長、詳しくご承知ないかもしれませんが、これは大きな問題ですので、町長あたりが今後の加入促進どうあるべきかについてご答弁いただければありがたいと思っています。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 住宅新築資金等貸付特別会計事業についてお答えいたしたいと思います。

世帯数につきましては、住宅新築資金等貸付事業が昭和43年から平成8年ぐらいの間で142件貸し付けしております。その中で当然滞納等がありまして、その分が60件発生しております。そのほか、ほかに改修資金及び宅地取得資金等もございます。ダブっている世帯がかなりありまして、今言いましたけど、60世帯が滞納世帯となっております。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 今、大正の下水道の加入戸数でございますが、現在388件と加入戸数、押さえております。

未加入戸数については今ちょっと現在資料がございませんので、後ほど報告させていただきますと思います。約、加入率が70%弱ではなかったかと概算で覚えております。

未加入地区についてはやっぱり高齢者の方、やっぱりちょっと低所得の方がほとんどかと記憶しております。大体入れる人はほとんど公共施設等入って加入しているという状態だと思います。

それと、繰入金の関係でございますが、起債償還がかなり進んでおりますので、今後繰入金は減少で推移すると思います。また、施設等のやっぱり法人等もありますが、今のところ施設は大きな故障ございません。順調に動いておりますので、そこら辺、計画的に補修等して、なるべく設備投資のところは補修料を抑えて、繰入金を減少さすということで対処していきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

まず、住宅新築資金ですが、60件余りが滞納世帯だという答弁をいただきました。これは、個人の責任もさることながら、相保証、いわゆる互い同士、知り合い同士が借りながら相保証しているということもお伺いをした経過もあるわけですが、大変国の制度によって安易に貸し付けたということもあって、なかなか回収が伸びないという状況にもあって、これは四万十町のみならず全国の自治体、大変頭を抱えている問題だと思うわけですが、答弁なかったですが、何世帯が、誠実に納めている方もおられるんじゃないかなと。そういう方がおりながら、一方では60件もの滞納世帯があるというのは、なかなか町と

しても苦慮しているのではないかなというふうに思っています。

今後、努力されて徴収されてると思うわけですが、この事態を少しでも一歩前進させるための方策などがあればお示しを願いたいな。簡単に質問しますが、なかなか答弁はしづらいとは思いますが。

それと、下水道関係ですが、今の答弁の中で、高齢化の世帯や低所得者の世帯が多いという答弁ですが、そうすれば、さすれば、何らかの方策を町が講じて加入を促進させるということも1つの手だてであるのではないかなというふうに個人的には思うわけですが、例えば低所得者や高齢者には一定の条件をつけて、収入や年齢制限をかけて、少しでも安く事業実施できるような施策を講じてあげれば、快適な住環境にもなりますので、特に高齢世帯はやはり高い便座で座って用を足すということは大変健康面でもいいわけですので、そういった観点からも何らかの方策を町として考えてあげたらなという思いを持っていますが、町長、いかがなものでしょうか。答弁ください。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） すみません。貸付件数一応142件ありまして、先ほど言いましたけど、60世帯ほどが滞納ということで、82世帯については滞納もなしと、分割措置で払っている方もおられます。

いろいろ今後の取り組みといたしましては、皆さんそれぞれいろんな事情がありまして、納付相談等は常にやっております、徴収には努めておりますがなかなか。議員さんおっしゃったように保証人、当然ながらとっております。しかしながら、先ほどおっしゃったように、その借りた者同士の保証というのもありまして厳しいところ、なかなか徴収率が上がってないのが現状です。今後におきましては当然ながら納付相談初め、本人の意向調査も受け入れまして、今後とも努めていきたいと考えております。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） すみません。先ほど言い抜かりました。

助成事業の件ですけど、今現在助成事業があるのは改修資金等の利子に対して助成事業が現在ございます。それ以外の助成事業がございませんので、そこら辺、ちょっと今後要検討になるかとは思いますが。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 下水道事業ですけれども、これは合併した当初からいろいろ課題になってきたところでありまして、多分合併当初は7,000万ぐらいの繰り入れをやっ

ていたのではないかなと思っております。

起債の償還も徐々に済んでおりますし、本年度では5,500万まで下がってまいりました。今後も起債償還が進むにつれて、この繰り入れも下がっていくろうとは思いますが、やはりいかに70%から加入率を引き上げていくか、それが大きな今後の課題でもあります。

議員の提案をいただきましたように、ある一定期間をとって、ケーブルテレビのような加入推進キャンペーン、そういったものもやってはどうかということもこれまで議論もしてきた経過もございますが、これまでもう既に加入した方とのバランスというものもありまして、なかなか踏み切ることができませんでしたが、先ほども申しましたように、加入キャンペーンという形でやることも今後は考えていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 最後になりますけれども。

下水道事業については設立当初、ちょっと期限を忘れましたけども、最初100万でしたか。ちょっと貸し付け、借り入れをした場合には町が無利子の融資、金利融資という形で、そういう優遇も与えながら、何年目以降には80%という形で段階的な加入促進を進めてきた経過も、さかのぼって考えればあるわけです。

確かに、今まで引き込みした世帯とのバランスもあることは私も承知してますが、先ほども言いましたように、さまざまな条件をつけて、例えば収入の上限、年齢の加減、そういったことも踏まえて、できるだけ加入を促進してもらいたい。また、併せて県下でもこういう下水道施設、町や村やっていますが、70%の加入率というのは他町村と比べては大変高い私は加入率だとは思ってますけども、しかし残念ながら100%の加入ではありませんので、やっぱり100%に近づける努力は町長としてすべきだと思います。

それから住宅貸付金については確かに職員も努力されてますし、それぞれ借りられた町民も、払いたいという意思はあろうかと思ってますけども、やはりこれは普段どう徴収に、また声をかけていくということが大事だと私は思ってます。だれも借金して、黙っておれば払わんで済むという気持ちに自分自身はなりますので、そういうのはやっぱり相手とも積極的に話し合いを進めながら、払いやすい条件をつけながら、少しでも歳入に結びつけるという努力をしてほしいということを願って質問を終わります。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 関連をしてちょっとお聞きしますが、下水道の関係で。以前にも私はこれ、聞きました。

そういう中で下水道で普及をしていくのか、もしくは合併浄化槽で普及をしていくのか、その点をやっぱりはっきりしていただきたい。そういう中で、今現時点での町内での合併浄化槽の普及率はどのくらいになっているのか。その点で下水道でやるのか、あるいは合併浄化槽でこれから推進していくか、そのあたりがはっきりしてくるのではないかというふうに思いますが、その点をちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 下水道で整備していくのか、合併浄化槽で整備していくのかという部分でございますが、合併浄化槽、それから農業集落排水、こういったものについては面的整備ということで、一定区域を設定いたしまして、その区域については面的整備ということで、そういった施設を整備していくと、農集なり下水なりという形になろうと思います。そして、その範囲につきましては供用開始5年前から浄化槽の補助事業を入れることはだめですよというふうになっております。今、現在、四万十町には下水は1カ所、農集が2カ所、それから簡易排水施設が1カ所といった形で、その他の地区については合併浄化槽で整備ということになっております。

上下水道課の担当でございますが、今年度、排水処理構想を上下水道課のほうで策定しております。その構想の中には農集といったような部分で整備するという可能性を残した形の計画にはなっておりますが、具体的には今のところ実施する計画ではございませんので、当面今あるところ以外は合併浄化槽で整備していくという方向性でございます。

それから加入率でございますが、下水道それから農集、そういったところも含めると、ちょっと正確ではないですが、これ、21年度末だったと思いますが、34.1%が水洗化が可能な区域と。その中で先ほどの下水であるとか、農集であるとか、そういったつなぎ込みをしていないという方を差し引きますと、33.ちょっとその小数点は覚えておりませんが、33%ぐらいが実際に水洗化がされているという数字でございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 特に今回のこの下水道の関係では、なかなか普及が難しいとい

ようなことが以前にも答弁でいただきました。現時点で380程度の中で、これは運営がかなり厳しいと。

そういう中でこの公債償還ですかね、元利償還金等が出ておりますけれども、これはかなり時間が経過をしておると思います。もう10年以上になると思いますが、そういう中で私がさっき聞いたのは、いわゆる合併浄化槽は5カ年はなかなか設置ができないと、これをやった場合には。そうすると、その間でどういうふうな計画で下水道に加入していただく人を増やしていくのか、あるいは合併浄化槽でそれを対応していくのか、そのあたりを明確にしていかないと、いつまでたってもこれは同じ状況ではないかと。ただ、元利償還金が少しずつ減っていくだけであって、今度は、減価償却はしておりますので、その点で原価償却費は全然積み立ててはないということで、そういう中でどうやって今後対応していくのかということをしっかりと考えていかないと、いつまでたってもこれは同じことではないかというふうに思いますが、その点は下水道でこれからも進めていきたいと。そして、あるいは下水道に参加できないところにおいては、町単独で事業でも入れて促進をしてくという形をとるのか、あるいは合併浄化槽を進めていくのか。その点をできればお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 下水道は下水道法によって範囲が区切られております。その中にはちょっと合併浄化槽は入れないということで、今後、下水道の処理区域に入ったところはつなぎ込みをお願いしたいということで、先ほども町長が申しましたように、今までつなぎ込みできなかった方に対しては何らかの対応といいますか、をしていきたいとは考えております。

農業集落排水事業については下水道法のように強い縛りはございませんが、一応その処理区域というところを設定しておりますので、そこについてもつなぎ込みということを勧めていきたいと思っております。農業集落についてはかなり加入率が高くて、ほとんどの方が加入をしているという状態でございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） ちょっとわかりにくかったですが、処理の区域の範囲内においては合併浄化槽は推進できないという規定ですか。

（上下水道課長「そうです」と呼ぶ）

ということは、やっているところもあるようですが、後々やっているところもあると思います。そういうのは罰則とかそういうことはないということですか。その中でもやっているところはありますね、現実的に合併浄化槽でやっているところがあると思いますよ。そういう中で、「5カ年を経過した場合にはそれに対応できる」と先ほどの答弁ではありましたけれども、そのあたりは明確な答弁をお願いしたいというふうに思います。私、知りませんので。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） お答えします。

先ほどの私の説明が悪かったと思いますが、先ほど5年間と言いましたのは、例えば農集にしても下水にしましても供用開始をするという年度がわかりますよね。何年度から供用開始をしますという計画を立てて、その計画に基づいて起債も起こしながら事業もしていくという形の中で、その年度以前、5年前からもうその地区については浄化槽を設置するということについて補助事業はやれないと。それ以前に設置した方というのは当然おられますし、そういった浄化槽をまだいまだに使っておられる方もおられるかもしれません。

それで、5年前からその地区には浄化槽を補助金では設置ができない。そしてそれ以後も補助金としては出すことができないということです。単独というか、個人が自分のお金100%出してやられるという方が中にはおられるかも知れませんが、それについてはちょっと承知をしてないところです。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号平成23年度四万十町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号平成23年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号平成23年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号平成23年度四万十町下水道事業特別会計予算を採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号平成23年度四万十町水道事業会計予算を採決します。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第12 陳情第23－8号防火水槽設置についての要望書、
日程第13 陳情第23－9号東日本大震災の被災者の受け入れについて（陳情）、以上
陳情2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） 陳情審査の報告をいたします。

平成23年3月17日、四万十町議会議長宮地章一様。

総務常任委員長橋本保。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、陳情第23－8号。付託年月日、平成23年3月9日。

件名、防火水槽設置についての要望書。審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致であります。

陳情第23－9号。付託年月日、平成23年3月15日。

件名、東日本大震災の被災者の受け入れについての陳情であります。趣旨採択すべきものと決定いたしました。全員一致であります。

なお、お手元に委員会の審査の経過報告書を添付しております。ご参照いただきましてご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第23－8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23－8号防火水槽設置についての要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第23－8号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第23－8号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより、陳情第23－9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23－9号東日本大震災の被災者の受け入れについて（陳情）を採決します。

お諮りします。

陳情第23-9号を委員長報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第23-9号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第14 陳情第23-2号生活道を町道認定の要望書、日程第15 陳情第23-4号栗の木サコ線舗装に関する陳情、日程第16 陳情第23-6号町道への認定を求める陳情書、以上陳情3議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） 産業建設常任委員会であります。

陳情の審査報告を行いたいと思います。

平成23年3月17日、四万十町議会議長宮地章一様。

本委員会に付託をされました陳情を審査した結果、次のとおり決定をしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

陳情第23-2号であります。付託年月日、平成23年3月9日。

件名、生活道を町道認定の要望書。審査の結果は採択すべきものと決定をいたしました。全員一致であります。

続きまして、陳情23-4号。平成23年3月9日。

件名は、栗の木サコ線舗装に関する陳情であります。同じく採択すべきものと決定をいたしております。全員一致であります。

引き続きまして、陳情第23-6号。付託年月日、平成23年3月9日。

件名は、町道への認定を求める陳情書であります。審査の結果は不採択すべきものと決定をしております。全員一致であります。

なお、審査の経過報告書を添付しておりますので、ご覧をいただき、ご決定いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２３－２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－２号生活道を町道認定の要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２３－２号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２３－２号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

これより陳情第２３－４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－４号栗の木サコ線舗装に関する陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第２３－４号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２３－４号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

これより陳情第２３－６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－６号町道への認定を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２３－６号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２３－６号は不採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１７ 発議第２号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

この議案につきましては、議会運営委員会に付託し、その審査報告書が委員長から提出されていますので、経過及び結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） 議会運営委員会のほうから委員会の審査報告書を提出しております。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第７７条の規定により報告をいたします。

付託年月日は平成２３年２月１７日。

件名及び審査の結果につきましては、議案番号は発議第２号でございます。

件名は、四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。審査の結果は原案を可決ということで、全員一致でございます。

なお、審査結果の経過につきましては報告させていただきます。

会議規則改正案についての審議でございますが、２月１７日付託を受けた改正案について、３月２日の議会運営委員会で審議した結果、改正案を全面的に認めるものであります。５２条の２項によります自由討議について協議した結果、議案提案された場合、原則として自由討議を認める。詳細については議会運営委員会で判断をいたします。自由討議の時間は１時間以内とし、発言は他の質疑と同じく３回までといたします。自由討議の動議は認めない。

以上、３点について決定をし、確認をしたところでございます。

改正は公布の日より施行しますが、議会基本条例の施行が4月1日からであり、その条例との整合性を図るよう努めることといたします。

以上、議会運営委員会の報告です。

○議長（宮地章一君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

これより議会運営委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

この議案について委員長報告は原案可決です。

発議第2号を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発議第2号は委員長報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第18 発議第3号議員派遣の件についてを議題とします。

山岡義正君から、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条並びに会議規則第14条の規定により提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 発議第3号議員派遣の件につきまして提案します。

提出者は山岡義正、私でございます。以下賛成者は議会運営委員ほか6名の方々によって賛成をいただいております。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

議員派遣の件でございます。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣いたします。

第35回町村議会議長副議長研修会でございます。目的は、議会運営の衝にあたる、町村議会議長及び副議長の職務遂行に必要な知識、情報を提供し、議会の活性化を図り、もって住民福祉の向上に資する。

期日は、平成23年5月16日から18日まででございます。

場所は、東京都メルパルクホールでございます。

派遣議員につきましては、議長及び副議長になっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号議員派遣の件についてを採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第19 閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長・産業建設常任委員長から委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において審査・調査中の事件並びに所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があっております。

お諮りします。

総務常任委員長・産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長・産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩をします。

午前11時30分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第1回四万十町議会定例会を閉会します。

午前11時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員